

仕様書 末田須賀堰操作所化粧室改修工事

1 適用

この仕様書は、末田須賀堰操作所化粧室改修工事（以下「本工事」という。）に適用する。

2 工事場所

本工事の工事場所は以下のとおりとする。

埼玉県さいたま市岩槻区新方須賀 1160

独立行政法人 水資源機構 末田須賀堰操作所

3 工事期間

本工事の工事期間は契約締結の翌日から90日間とする。

4 工事内容

本工事の工事内容は以下のとおりとする。

(1) トイレ（男子用）改修工事 2箇所

- 洋式便器・タンクの取り外し、撤去・処分及び洋式便器・タンクの新設
なお、新設する洋式便器は、温水洗浄便座とする。
- コンセント増設（隣接部屋から分岐）

(参考品番)

洋式便器	(TOTO CS232BM #NW1)
タンク	(TOTO SH232BA #NW1)
温水洗浄便座	(TOTO TCF4714AK#NW1)

(2) トイレ（女子用）改修工事 1箇所

- 洋式便器・タンクの取り外し、撤去・処分及び洋式便器・タンクの新設
なお、新設する洋式便器は、温水洗浄便座とする。
- コンセント増設（廊下から分岐）

(参考品番)

洋式便器	(TOTO CS232BM #NW1)
タンク	(TOTO SH232BA #NW1)
温水洗浄便座	(TOTO TCF4714AK#NW1)

5 施工条件

- 工事場所における作業日・作業時間は、あらかじめ機構担当職員の承諾を得るものとする。
- 施工にあたっては、既存施設に損傷を与えないよう適切な養生を行うものとする。

6 建設副産物等

本工事において発生する建設副産物は、関係法令に基づき適切に処分するものとする。

7 機材の品質等

本工事に使用する機材は、仕様書に規定するもの、又はこれらと同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、機構担当職員の承諾を得るものとする。

8 成果品

工事における施工前後の写真を報告書として提出するものとし、機構担当職員の確認を受けるものとする。

9 疑義

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

以 上